

「マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について（9月13日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

1. 経緯

マラカイトグリーン(MG)及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーン(LMG)については、諸外国において魚介類からの検出が報告されている。また、我が国においても、輸入時の検査において魚介類からの検出されたことに伴い、現在、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令により検査強化が実施されている状況にある。このため、代謝物である LMG を含め、MG の食品衛生法に基づく残留基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. MG 及び LMG について

- MG は緑色の合成色素で、繊維等の染色、観賞魚の水カビ病の治療などに使用されているが、我が国をはじめ、諸外国においても養殖水産動物への使用は禁止されている。
- 食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、別に残留基準が設定された場合を除き、食肉、食鳥卵及び魚介類に化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならないとされていることから、MG が検出された食品は、流通、販売等することができない。一方、LMG については、残留基準が設定されていないことから、特段の規制は行われていない。
- MG 及び LMG については、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、EU において、MG 及び LMG の和として $2\mu\text{g/kg}$ との MRPLs (Minimum Required Performance Limits)が、養殖水産動物について設定されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン」の残留基準設定について検討する。